

事件番号：JP2007-0009

## 裁 定

申立人：

名称：モジラ・ファウンデーション  
住所：アメリカ合衆国 カリフォルニア州 94043  
マウンテン ビュー ビルディング ケー  
ランディングス ドライブ 1981

代理人：

弁護士 東 澤 紀 子  
同 久 保 啓一朗

登録者：

氏名(名称)：沖 津 大 輔(登録名 Daisuke)  
住 所：〒183-0025  
東京都府中市矢崎町2-3-5

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネルは、JP ドメイン名紛争処理方針、JP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則及び日本知的財産仲裁センターJP ドメイン名紛争処理方針のための手続規則の補則並びに条理に則り、申立書、提出された証拠に基づいて審理を遂げた結果、以下のとおり裁定する。

### 1 裁定主文

ドメイン名「MOZILLA.JP」の登録を申立人に移転せよ

### 2 ドメイン名

紛争に係るドメイン名は「MOZILLA.JP」である。

### 3 手続の経緯

別記のとおりである。

## 4 当事者の主張

### a 申立人

#### (1) 申立人とその関連会社について

申立人は、American Online Inc. の Netscape Navigator 部門の支援を受けて 2003年7月に米国において設立された非営利団体であり、「mozilla」の名称による無償提供ソフトウェアのプロジェクトを組織的、法的、財政的に支援することを目的とするものである。

日本においては関係法人として2004年7月28日に有限責任中間法人 Mozilla Japan を設立している（甲第2号証）。

#### (2) 申立人の名称、商標等について

申立人は、上記支援者らが1998年から行っていた「mozilla.org」の名称によるウェブブラウザなどをフリーソフトウェアとして無償で提供するプロジェクトを引継いだものである。「mozilla」は「mosaic（モザイク）」と「gozilla（ゴジラ）」とを合成した造語であり、元来支援者の社内において使用されていたコードネームであったが、無償提供するフリーソフトウェアの名称として「mozilla.org」が用いられるに至った（甲第3～8号証）。

申立人はウェブブラウザを「Firefox」の名称で、またメールソフトを「Thunderbird」の名称により提供し、これが昨今では市場においてマイクロソフトのインターネット・エクスプローラーに次ぐシェアを占めるに至っている（甲第12号証）。

また申立人は商標「MOZILLA」を、2006年10月6日付、商願2006-93584号として第9類に属する商品を指定商品として日本特許庁に対し出願している（甲第13号証）。

以上からすれば、申立人の名称の略称である「mozilla」は1998年から広まっており、ウェブブラウザ Firefox 等のフリーソフトウェアを提供するものの名称の略称として、全世界的に著名であり、申立人が正当な利益を有する表示であることは明らかである。

#### (3) 申立の理由

##### ) ドメイン名と申立人表示の同一もしくは類似について

本件ドメイン名「MOZILLA.JP」において、「JP」は国別コードにより日本を意味する部分に過ぎず、多くのドメイン名に共通する要素であるから、登録者のドメイン名において主たる識別力を有するのは「MOZILLA」であるといえる。申立人が正当な利益を有する表示は「mozilla」であり、本件ドメイン名は、申立人の表示を大文字にしたに過ぎず、称呼を共通にするものである。

) 登録者が対象ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないと考える理由

本件ドメイン名の登録者は個人であり、その名前も「Daisuke」であって（甲第1号証）申立人の表示である「mozilla」とは一切何ら関係もない。

また登録者は、インターネット上で本件ドメイン名を利用した事業も行っておらず、本件ドメイン名の一部である「MOZILLA」について商標登録出願を行っていない。

インターネットの大手検索サイトにおいて「MOZILLA」を検索すると、極めて多数のヒット数があるが、Mozilla Japan のホームページがトップに出るが、登録者の本件ドメイン名の名称はほとんど認識されないので、登録者は本件ドメイン名を使用する利益を有していないと思料する。

) 本件ドメイン名が不正の目的で登録又は使用されていると考える理由

そもそも「MOZILLA」の語は、申立人が設立に際し支援を受けた American Online Inc. の Netscape Navigator 部門による造語であり、そのような造語を登録者が自ら造ったとは考え難い。

しかも登録者は、本件ドメイン名の登録を、申立人の設立されて3ヶ月後に行ったが、「mozilla.org」は2002年からウェブブラウザの技術プレビュー版としてリリースしており（甲第3号証）また2003年には mozilla 製品としてのウェブブラウザ「mozilla」は高い評価を受け、数々の賞を受賞していた（甲第16号証）。

登録者は、申立人設立のニュース（甲第17～18号証）から、本件ドメイン名を登録したものと思料する。

また登録者は、本件ドメイン名を利用した事業を行っていないにもかかわらず、2006年11月1日に本件ドメイン名の更新を行った（甲第1号証）。

また登録者は申立人が有限責任中間法人 Mozilla Japan を設立した2004年7月の直後頃、本件ドメイン名を利用して「mozilla.org」を完全にコピーしたウェブページを作成した（甲第19～20号証）。正規の「mozilla.org」のウェブサイトではオンラインストアを開設していることもあり、このような模倣サイトはいわゆる「フィッシング詐欺」に悪用される可能性もあった。

#### (4) 求める救済措置

よって申立人は、選任されたパネルが、本件ドメイン名の登録について、申立人への移転の裁定を下すことを求める。

#### b 登録者

登録者によって答弁書は提出されなかった。

## 5 争点及び事実認定

規則第15条(a)は、パネルが紛争を裁定する際に使用することになっている原則についてパネルに次のように指示する。「パネルは、提出された陳述・文書および審問の結果に基づき、処理方針、本規則及び適用されうる関係法規の規定・原則、ならびに条理にしたがって、裁定を下さなければならない。」

方針第4条aは、申立人が次の事項の各々を証明しなければならないことを指図している。

- ) 登録者のドメイン名が、申立人が権利または正当な利益を有する商標その他表示と同一または混同を引き起こすほど類似していること
- ) 登録者が、ドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有していないこと
- ) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されていること

登録者は答弁書を提出しなかったが、申立人から提出された主張及び証拠の結果に基づき、次のとおりの事実を認定した。

### (1) 登録者のドメイン名と、申立人の商標その他表示との類似性

本件ドメイン名「MOZILLA.JP」において、「JP」は日本を意味する国別コードに過ぎないから、登録者のドメイン名において識別力を有するのは「MOZILLA」の部分のみであり、この部分が本件ドメイン名の要部であると認める。

他方、申立人は、American Online Inc. の Netscape Navigator 部門の支援を受けて2003年7月に米国において設立された非営利団体であり、上記支援者らが1998年から行っていた「mozilla.org」の名称によるウェブブラウザなどをフリーソフトウェアとして無償で提供するプロジェクトを引継いだものであって、無償提供するフリーソフトウェアの名称として「mozilla.org」が用いられ、「mozilla」の名称による無償提供ソフトウェアのプロジェクトを組織的、法的、財政的に支援することを目的とするものであり、また申立人は商標「MOZILLA」を、2006年10月6日付、商願2006-93584号として第9類に属する商品を指定商品として日本特許庁に対し出願している。

また申立人は日本において関係法人として2004年7月28日に有限責任中間法人 Mozilla Japan を設立している。

以上からすれば、「mozilla」は申立人の名称の略称ならびに申立人が提供するフリーソフトウェアの名称の略称として用いられていることは明らかであり、従って申立人は「mozilla」の表示について正当な利益を有すると認めることができる。

そこで、登録者のドメイン名の要部「MOZILLA」と、申立人が正当な利益を有する表示「mozilla」とを比較すると、これは全く同一のローマ字の語を大文字で表すか、小文字で表すかが相違するのみであるから、外観はともかく称呼においては全く同一であり、これは実質的には同一といえるほどに類似するものであると認める。

(2) 登録者がドメイン名に関係する権利又は正当な利益を有しているか否か

本件ドメイン名を所有する登録者は、その氏名もしくは商号は本件ドメイン名と全く関連を有さず、また答弁書を提出していないので、本件ドメイン名と同一もしくは類似する商標その他の表示につき何らかの権利又は正当な利益を所有しているかどうか不明である。

他方「mozilla」が申立人及びその関連する会社の名称および申立人が無償提供するソフトウェアに関連する名称として採択され使用されていることを考慮すると、登録者が本件ドメイン名に関係する何らかの権利又は正当な利益を有していると認めることは困難である。

(3) 登録者のドメイン名が、不正の目的で登録または使用されているか否か

登録者は答弁書を提出していないので、登録者が本件ドメイン名を登録した目的を窺い知ることはできない。しかしながら、上記(1)及び(2)に記載した客観的な事情や状況から判断するなら、本件ドメイン名は登録者が申立人の名称もしくは申立人またはその関連する法人が無償で提供するソフトウェアと何らかの関係があるかの如くに世人に誤認混同を惹き起こさせる虞があり、また更に本件ドメイン名の登録は、申立人もしくはその関連する法人が同じドメイン名を採択し使用しようとすることに対する妨害行為となりうる。

また本件ドメイン名は現在不使用であるが、たとえドメイン名が使用されていない場合であっても、登録がなされた事情や状況などから判断して、ドメイン名が不正の目的で登録されたと認めた事例(例：申立人提出の甲第21号証 JP2001-0002 事件及び同22号証 JP2006-0008 事件ならびに JP2002-0007 事件)がこれまでもある。

本件ドメイン名の登録がなされた事情や状況については、1998年から「mozilla.org」の名称によるウェブブラウザなどをフリーソフトウェアとして無償で提供するプロジェクトが存在していたこと、「mozilla」なる語は辞書に掲載されておらず、造語であると判断できること、また本件ドメイン名の登録が、申立人が非営利団体として設立された2003年7月から間もない2003年10月2日になされた事実があることなどを勘案すれば、登録者が本件ドメイン名を善意で採択し登録したと認めることは困難であり、従って本件ドメイン名は不正な目的をもって登録を得たものと判断せざるをえない。

## 6 結論

以上に照らして、紛争処理パネルは、登録者によって登録されたドメイン名「MOZILLA.JP」が申立人の商標その他の表示と混同を引き起こすほど類似し、登録者が、ドメイン名に関する権利又は正当な利益を有しておらず、かつ、登録者のドメイン名が不正の目的で登録されているものと判断する。

よって、方針第4条iに従って、ドメイン名「MOZILLA.JP」の登録を申立人に移転するものとし、主文のとおり裁定する。

2007年12月14日

日本知的財産仲裁センター紛争処理パネル

清水 徹 男

単独パネリスト

別記 手続の経緯

- (1) 申立書受領日  
2007年10月16日
- (2) 料金受領日  
2007年10月16日 申立手数料の受領確認
- (3) ドメイン名及び登録者の確認  
2007年10月16日 JPRS へ照会  
2007年10月16日 JPRS から登録情報の確認  
確認内容：申立書に記載された登録者はドメイン名の登録者であること
- (4) 適式性  
日本知的財産仲裁センターは、2007年10月17日に申立書が処理方針と規則に照らし適合していることを確認した。
- (5) 手続開始日 2007年10月19日  
手続開始日の通知 2007年10月19日  
申立人へ通知（電子メール・ファクシミリ及び配達証明郵便）
- (6) 登録者への通知日及び内容
  - 1) 2007年10月19日（電子メール及び配達証明郵便）
  - 2) 申立書及び証拠等一式
  - 3) 答弁書提出期限 2007年11月16日
- (7) 答弁書の提出の有無及び提出日  
提出なし
- (8) パネリストの選任 2007年11月26日  
申立人は1名のパネルによって審理・裁定されることを選択  
中立宣言書の受領日：2007年11月30日  
パネリスト：清水 徹男
- (9) 紛争処理パネルの指名及び裁定予定日の通知  
2007年11月26日 JPNIC 及び JPRS へ通知（電子メール）  
申立人及び登録者へ通知  
（電子メール・ファクシミリ及び配達証明郵便）  
裁定予定日：2007年12月14日
- (10) パネリスト指名書及び一件書類受け渡し  
2007年11月26日（電子メール及び配達証明郵送）
- (11) パネルによる審理・裁定  
2007年12月14日 審理終了、裁定